

後期高齢者医療制度のお知らせ

■高額介護合算療養費及び医療費通知について■



■ 高額介護合算療養費について ■

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには市町村への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合には支給されません。

◆ 自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者	67万円	
1割	一 般	56万円	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	31万円
		区分Ⅰ(※2)	19万円

(※1) 世帯全員が住民税非課税である方

(※2) 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

申請される方は役場住民課年金保険係まで申し出てください。

■ 医療費通知の発行を希望される方へ ■

北海道後期高齢者医療広域連合では、発行をご希望される方を対象に、「医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を送付しています。次回の発行は平成26年3月末（平成25年7～12月診療分）に行います。

◆ 新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または役場住民課年金保険係へご連絡ください（電話でのご連絡だけで手続きできます）。

- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
- この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。
- ※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目(☎011-290-5601)

役場住民課年金保険係

1階⑤番窓口

(☎485-2111 内線129)

三神秀太郎さん
(沼幌)



猪野慶三郎さん
(川上)



長寿88歳
おめでとうございます

《平成25年10月該当》
掲載に同意いただいた方のみ掲載しています。



いつも元気で長生きな
ご夫婦をご紹介します

仲良く健やか夫婦

仲良く健やか No.6



松下 陽一さん (89歳)
文江さん (88歳)
趣味は社交ダンスで、練習パートナーは決まって夫婦で、自宅でも手を取り練習し始めてしまうそうです。

仲良く健やか No.5



尾崎 与一さん (90歳)
幸子さん (88歳)
健康に気を使い、いつも二人一緒にテレビ体操を行うので、お互いの体調の変化に気付くことが多いです。

インフルエンザの予防

寒さが厳しくなると、インフルエンザが流行する季節になります。インフルエンザの流行を広げないためには、一人一人が「かからない」「うつ

さない」という気持ちを持ち、うがいや手洗いの習慣をつけ、細菌の数を減らしましょう。せきの症状がでたときには、マスクを着用し、周囲の人にうつさないように心がけましょう。とくに高齢者や乳幼児は重症化しやすいので、しっかりとした予防が必要です。

■問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口 ☎485-2111内線125）